

美容師法令関係基準表

法：美容師法 規：美容師法施行規則 条：盛岡市美容師法施行条例

○構造基準（法13）

美容所を新たに開設する場合や改築・改装を行う場合は、構造基準を満たしていなければなりません。

項目		内容
床・腰板	規 26(1)	コンクリート、タイル、リノリウムまたは板などの不浸透性材料を使用すること。
洗い場	規 26(2)	流水装置とすること。
汚物箱・毛髪箱	規 26(3)	ふた付きの汚物箱と毛髪箱をそれぞれ備えること。
採光・照明	規 27(1)	作業面の照度を 100 ルクス以上（300 ルクス以上が望ましい）とすること。
換気	規 27(2)	空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を 5 立方センチメートル以下に保つこと。
待合所	条 3(1)	作業場と区分した客の待合所を設けること。ただし、結髪のみを行う美容所を除く。
作業場床面積	条 3(2)	美容いす等 1 脚（台）までは 6.6 平方メートル以上とし、美容いす等 1 脚（台）を増すごとに 3.3 平方メートル以上を増すこと。美容いす等とは、セットいす、シャンプーいす及びまつ毛施術用ベッドなどのことを指します。
消毒設備	条 3(3)	消毒を要する器具類およびタオルなどを区分して保管できる消毒設備などを設置すること。
救急薬品	条 3(4)	外傷に対する応急措置に必要な救急薬品および衛生材料を常備すること。

<作業場面積の面積基準表>

美容いす等の脚(台)数	面積基準
1 脚(台)	6.6 m ² 以上
2 脚(台)	9.9 m ² 以上
3 脚(台)	13.2 m ² 以上
4 脚(台)	16.5 m ² 以上
5 脚(台)	19.8 m ² 以上
6 脚(台)	23.1 m ² 以上
7 脚(台)	26.4 m ² 以上
8 脚(台)	29.7 m ² 以上
9 脚(台)	33.0 m ² 以上
10 脚(台)	36.3 m ² 以上

○衛生措置（法8）

美容所の営業にあたっては、次の衛生措置を講じなければなりません。

項目		内容
皮膚に接する布片	法8(1)、(2)	客1人ごとに取替え、清潔に保つこと。
皮膚に接する器具	法8(1)、(2)	客1人ごとに消毒し、清潔に保つこと。
作業衣	条2(1)	従業中は、清潔な作業衣を着用すること。
マスク	条2(2)	結髪や化粧など、従業者の呼気が客の顔に触れるおそれのある作業をするときは、清潔なマスクを着用すること。
電気・ガス器具	条2(3)	使用前にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
医薬部外品・化粧品	条2(4)	適正に使用すること。

＜器具の消毒方法＞（規24、25）

クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり、その他の皮膚に直接接触して用いられる器具は、十分に洗浄した後、区分に応じ、次のいずれかの方法で消毒しなければなりません。

▼かみそり・血液が付着している器具・血液が付着している疑いがある器具（規25(1)）

かみそり（頭髪を切断するためだけに使用されるものを除く）、血液が付着している器具、血液が付着している疑いがある器具については、次のいずれかの方法で消毒することとされています。

項目	内容
煮沸	沸騰後2分間以上煮沸
エタノール	76.9%から81.4%の水溶液中に10分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す

▼かみそり以外で血液が付着している疑いのない器具（規25(2)）

前述の器具以外のものは、前述と同じ方法または次のいずれかの方法で消毒することとされています。

項目	内容
紫外線	1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を20分間以上照射
蒸気	80℃を超える湿熱に10分間以上触れさせる
エタノール	76.9%から81.4%の水溶液を含ませた綿またはガーゼで器具の表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム	0.01%以上の水溶液中に10分間以上浸す
逆性石ケン	0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%以上の水溶液中に10分間以上浸す
両性界面活性剤	0.1%以上の水溶液中に10分間以上浸す